

□
横浜発・海外ビジネス情報「WBC メールマガジン」
vol.70 (2012年2月29日号) 配信数：
発行：WBC 事業受託者 (株) メディカルアソシア

□
本メールマガジンは、横浜ワールドビジネスサポートセンター (WBC) 事業での各種アンケートで、「配信希望」とご回答いただいた方、およびウェブサイトより「配信申込」のお申し込みをいただいた皆さまにお送りしております。

1. -----■□■

<横浜市及びWBC事務局より>
【WBC インキュベートオフィスのご案内】

WBCでは、外資系企業が横浜市内に本格的なオフィスや拠点を構えるまでの「インキュベートオフィス」を提供しています。

このインキュベートオフィスは、横浜に新たに設立された外資系企業（日本法人及び日本支店、駐在員事務所）向けで、入居後3年以上の事業計画があり、WBCを退去後に横浜市内に事業所を設置する見込みがある企業を対象としています。利用期間は3年以内となっています。

WBCに入居している間は、常駐アドバイザーが相談支援を行い、WBCの会議室等を無料でお使いいただけるほか、横浜ワールドポーターズ内のイベントホール等も割引料金で使用可能です。また、WBCの各種媒体（ホームページ・メールマガジン）を企業のPR・お知らせ等にご利用いただけます。

↓WBC インキュベートオフィスの詳細はこちらをご覧ください。
<http://www.ywbc.org/office.html>

WBC インキュベートオフィスにご興味のある方は下記までご連絡ください。
<お問い合わせ>
横浜市役所 経済局 誘致推進課 WBC 担当
TEL : 045-671-3834
FAX : 045-664-4867
Email : ke-wbc@city.yokohama.jp

2. -----■□■

<WBC事務局より> ~お知らせ~
【ビジネス引き合い情報が更新されました！】

WBC ホームページでは国内外から寄せられた「ビジネス引き合い情報」を発信しています。「自社製品を輸出したい」「海外から製品等を輸入したい」「各種代理店を見つけたい」「海外でのビジネスパートナーを探している」といったビジネスを希望されている企業の方々にはぜひご活用ください。

2012年2月に引き合い情報が更新されております。
↓WBC 引き合い情報はこちらからご覧いただけます。
<http://www.ywbc.org/cgi-bin/info/infodate.cgi?pidx=0>
http://www.ywbc.org/cgi-bin/bmi/info/all_list.cgi
掲載されている情報に興味のある方は上記リンクよりお問い合わせフォームをご利用ください。

↓引き合い情報の掲載を希望される方はこちらの入力フォームよりお願いいたします。
<http://www.ywbc.org/inquiries.html>

直接お問い合わせいただく場合は、下記へご連絡ください。

横浜ワールドビジネスサポートセンター (WBC)

TEL : 045-222-2030

E-mail : open@ywbc.org

■□■

3.

<横浜市より>

【横浜が、「環境未来都市」、「国際戦略総合特区」、「特定都市再生緊急整備地域」にトリプル指定！】

横浜市は、平成 23 年 12 月に内閣官房地域活性化統合事務局が所管する「環境未来都市」及び「国際戦略総合特区」に選定されました。また、平成 24 年 1 月には市の都心臨海部が「特定都市再生緊急整備地域」に指定され、「環境未来都市」、「国際戦略総合特区」と合わせて3つの制度適用を受ける唯一の都市となりました。

「環境未来都市」とは・・・

環境問題や高齢化社会などに対応する施策の先進的なモデルとなる都市を国が選定し、規制緩和や財政措置など様々な支援を行うものです。

「国際戦略総合特区」とは・・・

京浜臨海部におけるライフサイエンス拠点のための施策を「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」として国に神奈川県・川崎市とともに申請し、本地域を含めて全国で7件が指定されています。

<http://www.city.yokohama.jp/ne/news/press/201112/images/phpHNf7Y1.pdf>

「特定都市再生緊急整備地域」とは・・・

都市再生緊急整備地域のうち、都市開発事業等の円滑かつ迅速な施行を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進することが都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域のことです。

<http://www.city.yokohama.jp/ne/news/press/201201/images/phpKpj4GV.pdf>

今後、国の支援を活かしつつ、市が総力を挙げて政策を実行するとともに、国に対して積極的に政策提案を行い、我が国全体の持続可能で活力に満ちた経済社会づくりに貢献できる都市を目指します。

<問い合わせ先>

- ・環境未来都市について
温暖化対策統括本部 プロジェクト推進課 045-671-2477
- ・国際戦略総合特区について
経済局 新産業振興課 045-671-2574
- ・特定都市再生緊急整備地域に関して
都市整備局 企画課 045-671-2005

■□■

4.

<WBC 事務局より> ～コラム「アジアのあれこれ」～

【どうなる香港の投資環境？】

1997年にイギリスから中国に返還された香港は「一国二制度」の下に、中国の経済発展にますますその貢献度を高めており、観光、グルメ、ショッピング等の魅力以外に次の様な投資メリットがある。

- 1) 会社設立手続きの簡便さ（許可不要、居住要件なし、法人取締役可、英語でも可）
- 2) 税制がシンプルで法人税は16.5%、そして個人所得税は17%と言う低さ
- 3) 中国進出のために必要な情報、人脈、人材、資金が豊富

- 4) 優遇制度としてオフショア所得や配当譲渡金は非課税、また加速償却も OK
- 5) 経済発展を続ける東南アジア諸国への投資拠点としての地理的なメリット
- 6) 人民元の保有が香港では自由になり、しかも金利は中国国内より安く調達できるので、香港の金融センターとしての価値は今まで以上に大きくなっている

2011年8月に発効手続きが完了した日・香港租税協定も、税コストの軽減に繋がり、日本企業の香港を進出拠点とした中国及び東南アジアへの投資や逆に香港資本の対日投資の促進につながると期待されている。

しかし、香港に駐在している筆者の知人によると、大陸の基本的な政策として従来華南地区のビジネスモデルとして存続してきた「来料加工取引」（中国の製造委託工場に材料を無償で支給し、加工後の製品を加工賃で買い取る取引）が近い将来難しくなる可能性があるとのことである。来料加工工場は、決められた期間内に「独資企業」とすべき規制が掛けられているが、実際にはこの規制が守られていないケースも散見されるとのこと。中国としては、中国国内へ投資をしなければ操業できなくする事によって税収を増やそうという狙いを持っており、今後はこの規制を強化する動きがあるようだ。今のところは2~3年は猶予期間が与えられそうだが、安い労働力を目当てに香港からコントロールしてきた加工貿易が難しくなりそうだ。

筆者の経験から言っても、中国と取引していると、最初は魅力ある条件についつい引き込まれ、しばらくすると、相手の戦略に取り込まれ、もはや後戻り出来ない状況になってしまうことが多く、そのやり方は巧みと言わざるを得ない。しかし、外国企業にとって中国市場の魅力はあせるものではないことから、お互いにとってウインウインとなる方向に発展することを望みたい。
(執筆者：WBCアドバイザー)

■□■-----